

国土交通省所管事業に係る計画段階環境配慮書等に相当する書類を指定する告示案  
に関する意見募集について

平成25年2月15日  
総合政策局環境政策課  
大臣官房技術調査課  
公共事業調査室  
都 市 局  
水管理・国土保全局  
道 路 局  
住 宅 局  
鉄 道 局  
航 湾 局  
空 空 局

国土交通省では、「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号）により、環境影響評価法の一部が改正されることに伴って、国土交通省所管事業に係る計画段階環境配慮書等に相当する書類を指定する告示について検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

国土交通省所管事業に係る計画段階環境配慮書等に相当する書類を指定する告示案

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省総合政策局環境政策課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

平成25年2月15日（金）から平成25年3月16日（土）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合

電子メールアドレス：g\_PLB\_KNS@mlit.go.jp

（件名を「環境影響評価法に基づく主務省令に対する意見」とし、テキスト形式でお願い致します。）

② F A X の場合

F A X 番号 0 3 - 5 2 5 3 - 1 5 5 0

国土交通省総合政策局環境政策課 意見募集担当あて

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3

国土交通省総合政策局環境政策課 意見募集担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性ありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省総合政策局環境政策課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線：24-332）

(意見提出様式)

国土交通省総合政策局環境政策課 宛

国土交通省所管事業に係る計画段階環境配慮書等に相当する書類を指定する告示案  
に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見  
(該当箇所)

(意見)